

## 岡崎市男女共同参画推進ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 岡崎市男女共同参画推進ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークの使用は、岡崎市の男女共同参画の普及啓発を目的とする。

(ロゴマークの権利等)

第3条 ロゴマークに係る一切の権利は、岡崎市に帰属する。

(使用の制限)

第4条 ロゴマークは、その目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に使用されるおそれがあるとき。
- (3) 不適切な媒体等での使用、ずさんな改変等により、ロゴマークのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (4) 営利目的で使用するおそれがあるとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

(使用の届出)

第5条 ロゴマークの使用に当たり、市長への届出は不要とする。

(使用料等)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費については、使用者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (2) 商標登録出願を行わないこと。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。